

18歳から裁判員に！

～裁判官・検察官・弁護士に聞いてみよう～

令和4年4月1日から、裁判員となれる者の年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、令和5年からは、18歳及び19歳の方も裁判員に選ばれることになりました。そこで、裁判員制度に対する疑問や不安を解消し、参加意欲を高めてもらうことを目的として、県内の高校生及び大学生を対象に、令和5年1月5日（木）に、松江地方裁判所にてオンライン（Zoom）による裁判員制度説明会を実施しました。



当日は、

- ・刑事裁判の説明や裁判員制度の説明
- ・裁判官・検察官・弁護士が、参加者から寄せられた質問をもとに仕事の内容や普段の様子などについて話をする座談会を実施したよ。



～～参加者からの感想（一部抜粋）の御紹介～～

- ・今回の話を聞いて、不安要素の多かった裁判員制度が前向きに考えられるようになった。
- ・裁判員がどのように選任され、いつ通知を受けるのかなどを知ることができた。また、裁判官、検察官、弁護士の仕事や職場の雰囲気も聞くことができ、とても嬉しかった。
- ・もし裁判員に選ばれることがあったら積極的に参加してみたい。
- ・今までにこのような法曹三者が揃う座談会のようなものは聞いたことがなかったので、とても興味深く勉強になったし、参加してとても良かったと感じた。